

検証検討結果報告に係る今後の検討項目

頁数	検証検討結果報告の該当部分		今後の検討項目	所管する会議
	項目	検証検討結果の内容		
7	第1 定例会の招集回数及び会期 会期の設定方法 会期の始期及び終期	<p>会期を通年とすることで、議会活動の比重が大きくなり、地域での議員活動の時間が減少するおそれがあることや、執行部の行政能率への影響といった懸念があるため、通年議会の導入に当たっては、これらの課題に十分配慮することが必要であり、現行のスケジュールを基本として、年間議事予定を組むことが適当と考える。</p> <p>会期の設定については、先行自治体議会パターンを採用し、3月末の税制改正関連の条例案審議等を考慮して、年度単位で区切るのではなく、始期を1月、終期を12月とすることが適当と考える。</p>	年間議事予定の作成	議会運営委員会
7	第1 定例会の招集回数及び会期 通年議会を採用する場合の検討 課題 ア 開議・閉議に係るルールの設定	会期が長期になると、開議・閉議に係る議長の裁量が大きく拡大することから、知事から付議すべき議案等を示したうえで開議の請求があった場合は、議長は7日以内に本会議を開催しなければならないというルールを設定する。	具体的なルールの設定	議会運営委員会
7	第1 定例会の招集回数及び会期 通年議会を採用する場合の検討 課題 ウ 一事不再議の原則を適用しない 場合	<p>事情の変更があったときは、一事不再議の原則の適用がない旨、会議規則で規定する。</p> <p>事情の変更があったときの判断基準については、今後、検討する必要がある。</p>	会議規則の改正及び事情 変更があったときの判断 基準	議会運営委員会
17	第2 本会議の運営方法等 9 会議録の調製について	発言内容の確定時期及び会議録調製の期間については、今後、検討する必要がある。	発言内容の確定時期及び 会議録調製の期間	議会運営委員会
21	第3 委員会の運営方法等 4 常任委員会等の審査・調査の 方法 (1)委員会の運営	<p>委員長報告の意義を鑑み、委員会運営の一環として、委員長報告で特に言及した事項については、委員長の判断により、委員会の所管事項調査の中で、執行部の報告を求める。</p> <p>また、附帯決議の意義を鑑み、附帯決議を行った事項については、原則として、委員会の所管事項調査の中で、執行部の報告を求めるものとする。なお、議会基本条例で附帯決議の尊重義務、附帯決議に関する対応状況等の報告義務を規定した例がある。</p>	委員長報告及び附帯決議 の取扱い	委員長会議